

水流迫区自主防災規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、水流迫区自主防災組織 という。

(目 的)

第2条 この自主防災組織は、安全で住みよい地域社会の実現をめざすため、区民一人ひとりが平時から不測の災害等に適切に対処しうるような地域づくりを理想として、犯罪・事故・災害等の防止を図るため積極的な地域の安全活動を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 自主防災組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 自主防災組織の行う事業である、犯罪・事故・災害の防止、少年の健全育成及び非行防止、暴力排除運動の推進・善良な風俗の保持及び環境の浄化、長寿社会による隣人同士の困り事に関する事。
- 2) 役員会の開催に関する事。
- 3) 関係機関・団体との連絡調整に関する事。
- 4) 地区の安全情報の収集、分析に関する事。
- 5) その他、自主防災組織の目的達成のため必要な事項に関する事。

(組 織)

第4条 自主防災組織は、次の各号に掲げる人員をもって組織する。

- 1) 正会員は水流迫区に居住する全区民

第2章 役 員

(役 員)

第5条 自主防災組織に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名 (区長)
- 2) 副会長 3名 (副区長、水流迫公民館長、下水流公民館長)
- 3) 理事 8名 (評議員)
- 4) 委員 18名 (各組、組長)
- 5) 婦人部委員 8名

(役員を選任)

第6条 会長は、区長の職にある者をもって充てる。

2. 副会長は、副区長、水流迫公民館長、下水流公民館長の職にある者をもって充てる。
3. 理事は、評議員の職にある者をもって充てる。
4. 委員は、組長の職にある者をもって充てる。
5. 婦人部委員は、理事の傘下にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、自主防災組織を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が指定した者がその職務を代行する。
3. 理事は、自主防災組織の業務を執行する。
4. 委員は、それぞれの役割を担当し、各部長を補佐して業務を執行する。
5. 婦人部委員は、理事、委員の指揮傘下の基で、業務を執行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、区の行政規約に準ずる。

2. 各役員に欠員が生じたときは、別紙役員構成に準じ、役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

水流迫区災害対策本部

本部長の職務)

1. 本部長は、全体の指揮、指導にあたる。補佐 (土木部長)は、土木災害の対策助言をする。補佐 (消防部長)は、消防団部長と連絡を密にして災害対策の実行に万全を期す。

副本部長の職務)

2. 各副本部長は、補佐と話し合い対策実行に万全を期す。

地区部長の職務)

3. 地区部長は、担当区内災害に対し本部長への報告と同時に地区組長と対策協議をし、被害を最小限にする。

炊き出しの準備)

4. 炊飯、看護部長 (婦人部長)は、第一副本部長補佐と話し合いながら必要経費を第一副本部長より授受する。第一副本部長は、経費について本部長の許可を経て特別会計よりの支も有る。

対策本部の設置)

5. 対策本部は、水流迫区公民館に置く。

水流迫区災害対策本部組織図

